

浄化槽法施行状況点検検討会 報告書(案)

令和6年8月
環境省浄化槽法施行状況点検検討会

- 汚水処理施設の未普及解消に向けては、平成26年1月、汚水処理を所管する3省（国土交通省、農林水産省、環境省）で、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を作成し、10年程度を目途として、汚水処理施設の早期整備と、運営管理の観点を含め長期での持続的なシステム構築を目指すこととしている。しかし、令和4年度末現在で未だ約880万人が汚水処理未普及であり、その多くは都市郊外や地方部である。汚水処理未普及の解消に向けて、都市郊外や地方部で効率的・経済的に汚水処理サービスを提供できる浄化槽への期待が高まっている一方、未普及人口の半数以上が単独処理浄化槽利用者であることから、単独転換の加速化が大きな課題になっている。
- 単独転換の促進や浄化槽の維持管理向上に向けては、令和元年に公布された浄化槽法の一部を改正する法律（以下、「改正浄化槽法」という。）において、特定既存単独処理浄化槽に対する措置や浄化槽台帳等の制度が定められた。これら制度の活用促進のため、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針（令和2年3月2日環循適発第2003027号環境大臣決定）」（以下「指針」という。）や浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル（令和3年4月）等も定められたところだが、十分に活用されていない状況にあり、この点については令和6年2月9日付け総務省勧告でも指摘を受けている。
- こうした状況を踏まえ、改正浄化槽法に基づく制度の活用促進を図り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や浄化槽の維持管理向上を推進するため、改正浄化槽法の施行状況を点検し、課題の整理や対応策の検討を行うことを目的として、環境省が有識者、地方公共団体、業界関係者等の幅広い構成員からなる「浄化槽法施行状況点検検討会」を開催し、課題と対応の方針について検討を行った。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置 1/5

1. 背景

- 浄化槽の約半数は生活雑排水を公共用水域に直接放流する単独処理浄化槽で、水質汚濁・悪臭の原因とされている。
- 令和元年に改正された浄化槽法により、単独処理浄化槽の中でも生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのあるものを「特定既存単独処理浄化槽」として都道府県等が判定し、浄化槽管理者に除却等の助言や指導等を行う制度が導入された。
- しかし、以下の実態から、特定既存単独処理浄化槽に対する措置が進んでおらず、本制度が十分に活用されていない。
 - ✓ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の環境省指針における判定の考え方や基準等が抽象的・定性的となっている場合がある。
 - ✓ 漏水状態が続く単独処理浄化槽であっても、現在の判定の考え方では特定既存単独処理浄化槽と判定されない場合がある。
 - ✓ 特定既存単独処理浄化槽の判定に当たり、11条検査結果報告書が十分活用されていない。
 - ✓ 都道府県等において、特定既存単独処理浄化槽の判定を行う体制やノウハウが十分ではない。
 - ✓ 特に高齢世帯において特定既存単独処理浄化槽の措置に要する費用に係る経済的な負担が大きい。
 - ✓ 都道府県等には浄化槽台帳の作成が義務付けられているものの、保守点検・清掃業者から情報が収集できていない、紙媒体での収集となっている等から台帳の整備が進まず、特定既存単独処理浄化槽と判定され得る単独処理浄化槽が十分に把握されていない。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置 2/5

2. 論点

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、以下6点を論点として対応の方針を検討した。

- ① 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の活用を促進し、単独転換に繋げていくためには、判定プロセスや基準に関して環境省指針を具体的にどのように見直すべきか。
- ② 単独処理浄化槽に漏水があれば、直ちに特定既存単独処理浄化槽と判定するものとして、指針を明確化すべきか。
- ③ 11条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽との判定(もしくはその可能性)を明示することは、一部の都道府県では独自の運用として行われているところ、全国一律に同様の運用を求めることとすべきか。
- ④ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針が明確化された場合、適用件数が増えることとなるが、指定検査機関・業界団体の協力や、自治体の体制整備が必要ではないか。
- ⑤ 特定既存単独処理浄化槽の措置を推進するための実効性のある経済的なインセンティブとして、どのようなものが考えられるか。
- ⑥ 11条検査の結果に加え、保守点検・清掃の実施状況等の情報を収集し、当該情報を活用して、特定既存単独処理浄化槽への対応を進める必要があるのではないか。

3. 今後の対応方針

(1) 基本的方向性(案)

- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置を促進するため、指針に記載の特定既存単独処理浄化槽の判断基準について、令和6年度中を目途に、11条検査との対応関係を踏まえ、技術的見地から定量化・明確化された内容に見直す。
- 都道府県等における特定既存単独処理浄化槽の判定の促進に向けた体制づくりを進める必要があり、そのために、地域の実情を踏まえながら、指定検査機関・業界団体の連携・協力体制を構築するとともに、行政内や指定検査機関における十分な体制整備のために必要となる教育制度等の充実を図る。
- 上記の体制構築及び11条検査受検率の向上に取り組みつつ、11条検査結果を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定を促進するとともに、11条検査未受検の場合においても、保守点検・清掃情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定が促進されるよう、保守点検・清掃業者からの情報収集が円滑・有効に機能するための措置を講じる。
- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置への支援策として、補助金予算の継続的な確保を図るとともに、特定既存単独処理浄化槽の実情の把握と分析を行った上で、各浄化槽管理者の実情を踏まえた効果的な支援策を講じ、合併処理浄化槽への転換を促していく。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置 4/5

(2) 具体的措置(案)

① 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の明確化・定量化に向けた見直し

- 11条検査項目と特定既存単独処理浄化槽の判定項目との対応関係を整理し、当該整理に基づく客観的かつ明確な判定基準を設定
- 漏水が認められる場合には特定既存単独処理浄化槽として判定を行うべき旨を明確化
- 著しい破損・変形や放流水質の悪化が認められる場合における特定既存単独処理浄化槽の判定基準の定量化・明確化
- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置として転換を原則としつつ、個別の状況を踏まえて補修を含む対応も認められるケースを明確化
- 令和6年度中を目処に指針を改正し、上記の内容を反映

② 11条検査結果や保守点検・清掃情報を活用した特定既存単独処理浄化槽の把握及び判定の促進

- 11条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を明記することを統一ルール化
- 11条検査受検勧奨のより一層の徹底(行政・指定検査機関・業界団体が連携した浄化槽管理者への周知啓発、効率化検査の活用等)
- 都道府県等は保守点検・清掃の実施状況等の情報から漏水や著しい破損等を把握し、必要に応じて指定検査機関と連携した立入検査を実施の上、浄化槽台帳に必要な情報を記録し、特定既存単独処理浄化槽の判定を行うべきことを指針において改めて明確化
- 保守点検・清掃業者からの情報収集のデジタル化の推進やデータ様式の統一化の検討
- 個人情報を含む保守点検・清掃情報の利用目的や管理の在り方等の明確化
- 円滑な情報収集のため法定協議会等を活用して関係者の理解・協力を得ながら一体的に取り組む体制の構築
- 特定既存単独処理浄化槽は生活環境及び公衆衛生に重大な支障を生じるおそれがあることを改めて住民に周知・啓発

特定既存単独処理浄化槽に対する措置 5/5

③指定検査機関・業界団体の協力や自治体の体制整備

- 指定検査機関や業界団体と都道府県等が密に連携・協力して、11条検査の受検率向上に向けた取組や11条検査結果等の活用により効果的に特定既存単独処理浄化槽の判定等を促進する体制・人員の整備
- 判定後も引き続き適切な状況把握と指導・助言等を行うための体制・人員の整備やプロセスの提示
- 自治体の担当職員や指定検査機関の検査員に対する研修カリキュラム等の整備・充実

④合併処理浄化槽への転換を推し進めるための経済的な支援制度の継続、推進

- 合併処理浄化槽への転換に対する補助金予算の継続的な確保
- 国の補助制度(合併処理浄化槽の宅内配管工事や単独処理浄化槽の撤去)を活用する都道府県・市町村の更なる増加を促し、合併処理浄化槽への転換を一層推進
- 特定既存単独処理浄化槽の実情の把握と分析を行い、浄化槽管理者に対し、どのような点に考慮した支援策が適切かについて検討し、当該検討を踏まえた効果的な支援策の推進
- 公共浄化槽等整備推進事業の推進、少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業の継続
- 経済的な支援制度についての浄化槽管理者(住民)に対する周知・広報活動の促進

1. 背景

- 令和元年に改正された浄化槽法において、浄化槽台帳整備が盛り込まれた。浄化槽台帳の整備においては、システムの構築だけでなく、デジタル化したデータを効果的かつ正確に収集し、データ整備を推進していくことが必要である。さらに、行政が、台帳に整備したデータを用いて浄化槽の維持管理に係る情報を把握し、保守点検、清掃、11条検査等を未実施の浄化槽管理者に対して、指導を徹底していくことも求められている。このような状況を受け、令和5年度の指導普及調査において、保守点検・清掃の実施状況も調査を開始したところである。
- その結果、保守点検・清掃業者から情報が収集できていない、紙媒体での収集となっている等から、台帳の整備が進まず、浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の特定や、その管理者への指導の徹底等に十分活用されていない状況があることが判明した。
- また、維持管理の向上やそのための浄化槽台帳の整備・活用に向け、行政と保守点検・清掃業者の連携・協力を促進するために、改正浄化槽法において法定協議会の制度が設けられたが、法定協議会を活用している都道府県は一部にとどまり、全国的に活用が進んでいない状況となっている。

維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化 2/5

2. 論点

維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化については、以下6点を論点として対応の方針を検討した。

- (1) 保守点検・清掃業者から情報収集の協力を得ることが難しいとのご意見があるが、具体的にどのような点が障壁となっているのか。
- (2) 浄化槽台帳の整備と関係者からの情報収集等に関し、保守点検・清掃業者からの情報収集の仕組みが有効に機能している都道府県もあるところ、有効に機能していない都道府県に対してはどのような対処を検討すべきか。
- (3) 維持管理情報の電子化が進んでいないところ、自治体・保守点検・清掃業者双方において具体的にどのような点が障壁となっているのか。
- (4) 維持管理情報の収集に当たっては、清掃業者に対する廃掃法上の許可に区域を付す(いわゆる区域割)ことが必要であるのご意見があるが、どのように考えるべきか。
- (5) 維持管理(保守点検、清掃、11条検査)が不十分な浄化槽への措置について、「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について(通知)」を令和5年5月に環境省より発出しているところであるが、維持管理向上のため、今後どのような対処を検討すべきか。
- (6) 維持管理の向上に向けて法定協議会を活用している事例があるが、全国的には活用が進んでいないところであり、設置・運営に当たって何が障壁となっているのか

3. 今後の対応方針

※項目の並び替えを
しております。

(1) 基本的方向性(案)

- 自治体が浄化槽の状態を把握し、指導をするために必要な保守点検・清掃情報の収集の推進に取り組みつつ、保守点検・清掃情報の電子情報による報告の義務化についても検討する。
- 維持管理の向上のために、浄化槽法に基づく維持管理の徹底について自治体へ周知するとともに、維持管理や電子化(システム化)に関する財政支援を継続し、自治体の活用を促す。
- 保守点検・清掃情報を収集する際の、個人情報の取り扱いについて、改めて明確化・周知する。
- 本検討会の議論において、浄化槽の維持管理向上のためには関係者による連携強化を通じて一括契約の推進や台帳整備の充実を行うことが重要であり、浄化槽維持管理の実施率の向上と区域割との関係性は乏しいという意見が多かった。維持管理情報の収集の促進に向けては、法定協議会あるいはそれに類する機能を有する連携体制の意義やメリットを周知し、関係者で連携した取組を促す。また、法定協議会の活用を促すための施策に継続して取り組む。
- 浄化槽台帳の精度向上に向けて、設置届を提出していない浄化槽(無届浄化槽)の把握が重要であり、保守点検・清掃業者との連携、把握するための調査等が必要。
- 将来的な報告の義務化を見据え、維持管理情報として全国統一的に収集すべき項目に関する報告様式(データ様式)の標準化、浄化槽コードの統一化等について検討する。

維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化 4/5

(2) 具体的措置(案)

① 保守点検・清掃情報の収集の仕組みを有効に機能させるための取組や維持管理情報の電子化の推進

- 自治体と保守点検・清掃業者との連携を強化した上で、保守点検・清掃業者からの情報収集の電子化・デジタル化を推進するとともに、実施報告の義務化について検討
- 全国統一的な保守点検・清掃情報の報告様式(データ様式)の標準化や浄化槽コードの統一化、**報告ルールの整備等**の検討
- 個人情報を含む保守点検・清掃情報の利用目的や管理の在り方等の明確化
- 維持管理情報の収集にあたっては、**保守点検・清掃の実施率、11条検査の受検率の向上が前提として必要であり**、浄化槽台帳の整備及び保守点検・清掃業者との連携強化に向けて、法定協議会や維持管理組合等による取組を推進
- **浄化槽台帳の整備及び活用に関するデジタル化やDX化(災害発生時の活用等)の促進に向け、先進事例を周知**

② 法定協議会等を活用した関係者間の連携体制の構築の推進

- 法定協議会、あるいは、それに類する機能を有する**連携体制が構築されるよう、体制整備の意義、メリット、期待される役割等を周知**
- **法定協議会等の更なる活用に向けた自治体・保守点検・清掃業者等の関係者に対する支援(先行事例の情報収集・横展開や円滑な法定協議会等の運営に向けた助言等)の実施**

(2) 具体的措置(案)

③ 財政支援の継続、周知の徹底

- 浄化槽台帳の電子化・システム化への財政支援を継続
- 浄化槽法に基づく維持管理の徹底に関する通知の継続的な周知徹底を図るとともに、維持管理への財政支援を継続
- 悉皆調査等全体像を把握するために必要な調査の実施に向けた財政支援を継続し、台帳整備を促進
- 自治体への継続的な注意喚起等を通じ、一般廃棄物処理実施計画の未策定の解消を促進
- 保守点検・清掃の実施状況について電子情報での報告が円滑に行えるよう、保守点検・清掃業者において活用可能な財政支援のメニューや導入事例等の情報を整理・提供
- 浄化槽管理者(住民)に対する講習会等の周知啓発活動への財政支援を継続し、維持管理向上への理解を促進

- 本検討会では、改正浄化槽法に基づく制度の更なる活用に向けて、指針の改定や浄化槽台帳の整備・活用による維持管理の徹底等に係る専門的かつ具体的な検討を進めるため、全5回にわたり、環境省、有識者、地方公共団体、業界関係者等の幅広い構成員によって精力的な審議を実施し、地方公共団体及び業界関係者へのヒアリングの結果も踏まえ、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」及び「維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化」に関する基本的方向性と具体的措置についてとりまとめた。
- 今後、この基本的方向性及び具体的措置に沿って、環境省は指針や関係する省令の改正、補助金予算の継続的な確保等を行うとともに、浄化槽行政の実務を行う都道府県や市町村は、予算制度の活用と合わせて、指定検査機関や業界団体と連携しつつ、具体的措置として示された内容に確実に取り組むことが求められる。
- 本報告書の内容が、行政をはじめ、指定検査機関、業界団体、浄化槽管理者等地域の関係者へ着実に共有・認知され、地域の実情や各主体の特性、求められる役割を踏まえ、関係者間で連携しながら、浄化槽による汚水の適正な処理の促進に向けた取組・検討に大いに活用されることを期待する。